

子どもの権利に視点を置いた里親不調による委託解除を防ぐための一考察 —里親へのインタビューを中心として—

東洋大学大学院 林 知然

【要旨】

社会的養護では里親養育が低調であり、且つ里親不調による委託解除率の割合は高い。そのため本研究では、里親不調による委託解除を防ぐ端緒を明らかにするべく、6名の里親へのインタビューを実施した。結果、3つの上位カテゴリと10のカテゴリ、25のサブカテゴリ、76のコードが生成された。

その結果、①里親不調による委託解除は、里親委託時年齢が低年齢のほうが里親不調になりやすいと推測できる。ただし一定の年齢を超過しても里子が里親宅で生活を開始する前や開始する折に里子の意見表明の機会や手続への参加を提供することで里親不調による委託解除を防ぐ端緒になりえる。②里子が実親との交流を要望するなかで、里親の〈実親支援の積極的な想い〉と〈実親支援の消極的な想い〉が交錯するなかで出現する〈実親と里子に抱く葛藤〉を支援者が受容し、支持し、寄り添い続けることで、里子が実親と交流する子どもの権利を保障しつつ、里親不調による委託解除を防ぐ端緒になりえる。

【キーワード】

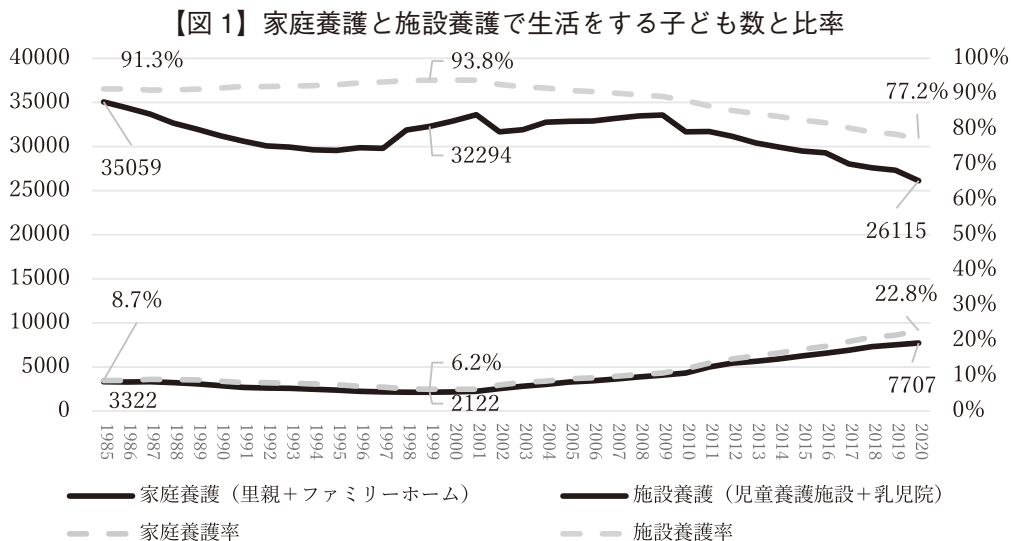
子どもの権利 里親不調 意見表明権 実親交流

はじめに

家庭環境を奪われた子どもにどのような養育環境が望ましいかという論争は、大方結論づいたと言ってよい。1989年に子どもの権利条約が国連で採択され、翌年には発効され、1994年に日本は批准をした。また2009年に同じく国連で採択された子どもの代替養育に関するガイドライン(以下、代替養育ガイドラインと略す)、2016年に公布された改正児童福祉法、さらには2017年の新しい社会的養育ビジョン⁽¹⁾が打ち出された。

これらに一貫しているのは、子どもは親によって養育される権利を有しており、親との分離を避けることが第一義的である。それでも最終手段として代替養育が必要な場合には、家庭を基盤とした環境である養子縁組や里親が望ましい。つまりは、子どもの発達保障において施設養護よりも家庭養護⁽²⁾が望ましい。しかしながら日本では徐々に施設養護偏重から脱却しつつあるが、家庭養護の割合が2割に達したところである【図1】。また代替養育ガイドラインで示されているようにとくに3歳未満の子どもは家庭を基盤とした環境で提供されなければならないが日本では3歳未満の家庭養護が涵養しているとは言いがたい現状にある【表1】。私は児童福祉施設の一施設で勤務をしており乳児院を訪れる機会が多々あるが、乳児院では職員不足などを起因として、乳児自身が哺乳瓶を持ち、寝っ転がり、器用に角度をつけてミルクを飲む子どもがいる。枕乳という言葉が業界内で認知されているように、子どもたちは養育者から抱っこをされなくても、養育者と目を合わせなくても、生きるために、自ずとミルクを飲む姿⁽³⁾を見ると里親養育の拡大は必須である。

しかしながら里親養育においては、長年に渡り里親不調による委託解除率の高さという課題も提出されている。子どもの発達保障において施設養護よりも里親委託が望ましいことは自明であることと同時に養育環境の頻繁な変更は、子どもの発達と愛着形成の能力にとって有害であり、避けるべき課題である⁽⁴⁾。再び一例をあげる。Aさんは、幼児期に家庭から児童養護施設に入所した。就学時に児童養護施設から里親に措置変更となったがAさんと里親の関係は構築されず、わずか数か月で里親宅での生活は終わり、一時保護を経て、また元の児童養護施設に戻った。Aさんの基本的信頼感はより脆弱さを増し、どこにも所属していない、「あてのなさ⁽⁵⁾」は深まった。里親養育が拡大しているなか里親不調による委託解除も増加し



* 行政報告例（1985～2001年）・福祉行政報告例（2002～2020年）から筆者作成。社会的養護内の児童養護施設及び乳児院を「施設養護（率）」、里親及びファミリーホームを「家庭養護（率）」としてカウントをした。

【表 1】 家庭的養護及び施設養護で生活する子どもの年齢（5歳以下）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
家庭養護	175人 (164+11)	216人 (201+15)	245人 (218+27)	309人 (273+36)	324人 (279+45)	346人 (287+59)
	20.9%	17.3%	18.8%	23.1%	22.3%	20.9%
施設養護	662人 (662+0)	1029人 (9+1020)	1058人 (190+868)	1031人 (320+711)	1130人 (89+1041)	1312人 (31+1281)
	79.1%	82.7%	81.2%	76.9%	77.7%	79.1%

* 厚生労働省子ども家庭局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部（2020）「2018年2月時点での児童養護施設入所児童等調査の概要」から5歳以下を抜粋し、母子生活支援施設で生活する子どもは除いて補正をした。家庭養護は里親＋ファミリーホーム。施設養護は乳児院＋児童養護施設。

たのでは子どもに安定した生活は保障できない。

1 先行研究

(1) 子どもの権利の視点

まずは、子どもの権利条約および代替養育ガイドラインにおける親との関係性、代替養育に関する条文について整理することからはじめる。子どもの権利条約第7条の1には、子どもの権利として、「(略) 子どもは、(略) 親によって養育される権利を有する」と明記されている。第18条の1には、「(略) 親または場合によって法定保護者は、子どもの養育および発達に対する第一次的責任を有する (略)」と明記がされている。

また代替養育ガイドラインの2の(a)には、「家族による養育のもとに子どもを留めるか、家

族に戻すための努力を支援すること (略)」と明記されている。

さらには子どもの権利条約第9条の3には、「締約国は、親の一方または双方から分離されている子どもが、子どもの最善の利益に反しないかぎり、定期的に親双方との個人的関係および直接の接触を保つ権利を尊重する」と明記されている。

以上を3点にまとめると、①子どもは親から養育される権利があり、親には子どもの養育責任が言及されている。②子どもを親と分離しても、分離は一時的とし、親との生活が再開されるように支援をすることの必要性が謳われている。③親と子が離れて生活をしていても、親子間の交流は子どもの権利であると謳われている。

(2) 里親制度の低調

親子分離後に家族に戻すことができない場合は養子縁組の活用が検討される。ただし親と子の分離が一時的であった場合には、まずは施設養護よりも里親養育が検討される。

里親制度は、戦後間もない1948年の改正児童福祉法で位置づけられた。子どもの権利条約では施設養護よりも里親養育が望ましいと明確にされながらも日本においては、長らく施設養護が重宝されてきた。古くは、山本正憲（1952：55）が、「種々なる弊害を生じ、里子虐待の事例がしばしば見られ」と指摘するように、当時の里子制度では、子どもを労働力や賃金搾取のために里親や養子縁組として迎え入れる里親もいた。里親が低調な理由について、藤林武史（2014：55）は「（児童福祉司がマッチングを）経験していないから」と指摘をしている。また日本財団（2016）の調査では、里親制度の認知度は58.0%⁽⁶⁾、「里親」と「特別養子縁組」の違いについての認知率は19.7%との結果があり、そもそも認知が充分ではないことがわかる。木村容子（2007：337）が、「子どもの親が里親委託を嫌がる、また養子縁組の対象ともならないということが起こってきた」と指摘をするように里親と特別養子縁組の認知度の低さから、実親には「子どもを取られてしまう」という感覚が生じるのであろう。全国児童相談所長会（2011：55）によると、「里親委託が進まない理由」を全国の児童相談所（以下、児相と略す）に尋ねている。194か所の児相の内、78.4%が「実親・親権者が里親養育を望まない（同意しないを含む）」と回答している⁽⁷⁾。他方で厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2020）によると先鋭的な福岡市の取り組みとして、2019年3月末の里親委託率44.7%（全国平均20.9%）を明示している⁽⁸⁾。

(3) 里親不調による委託解除という課題

またすべての子どもが里親での生活において安定した生活が保障されているとは言えない。全国児童相談所長会（2011：64）によると、里親の不調による措置解除率は24.2%である。伊藤嘉余子（2018：31）の報告書によると1117人の里親に里親不調による委託解除有無を尋ねたところ、

「なかった」は927人（83.0%）、「1回あった」は147人（13.2%）、「2回以上あった」は43人（3.8%）との回答である⁽⁹⁾。先に述べた「2回以上あった」は、86人以上と読み取れるためにデータクリーニングをかけると、総数は少なくとも1160人である。すなわち里親不調による委託解除を経験した子どもは少なくとも233人（20.1%）である。里親不調による委託解除の調査は、1960年代から確認が可能であり⁽¹⁰⁾、半世紀以上前から課題として提出されていたことがわかる。

里親不調による委託解除の原因として、伊藤（2018：31）の同報告書によると、「障がい児や被虐待児などのケアに対応しきれなかったため」、「里親に危害が及んだため」などの項目が上位の回答にある一方で、「実親との調整上のトラブル」、「里子の忠誠葛藤による反抗のため」、「里親側の養育に不適切な箇所があったため」という項目は下位の回答であった。しかしながら、この調査結果はあくまでも里親目線であり里子の視点とは異なることを念頭におく必要がある。

(4) 里親不調を防ぐ端緒

里親不調による委託解除を防ぐ端緒として、先行研究を確認すると四点に大別が可能である。一点目は課題解決に向けて最も焦点化された、マッチングにかかわる論稿である。たとえば宮島清（2009：110）は、「いわゆる『適合性』の高いマッチングをおこなうことこそ、最も有効な里親支援であろう」とし、里子と里親とのマッチングの重要性を示している。

二点目は、支援者の存在である。伝統的な活動が展開されている里親会での互助的な活動に留まらず、その地域に開かれた里親養育であることが支援者の存在を確保する意味で肝要である。また近年の里親養育を支援する政策では、2008年に里親支援機関事業⁽¹¹⁾が全国で展開され、2012年には全国の乳児院、児童養護施設の一部で里親支援専門相談員が配置となり、里親新規開拓や里親家庭への訪問および電話相談などの業務をおこなっている。さらには2020年頃より各地方公共団体で開始されているのが里親養育包括支援（フォスタリング）機関⁽¹²⁾（以下「フォスタリング機関」と略す）の事業が開始されている。藤林

(2011: 18-20) は、里親不調は起きるものとして、不調の予兆が現れたさいに支援者が危機介入として円滑に解決方法を探るためには常日頃から里子、里親、支援者の三者の信頼関係が土台になると主張している。

三点目は里親の専門性向上である。全国里親委託等推進委員会 (2013: 80, 82) の『里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック』を観察すると、養育開始にあたり、実子など家族への説明や地域への説明、里子の試し行動や退行などへの理解、約束事の必要性などの記載が確認できる。また、同ハンドブックでは、子どもが実親に対して想いを巡らせることを尊重するなどの里子を迎え入れる心構えに向けた記載が確認できる。委託後に出現する課題解決に向けては、たとえば村山真一・是永かな子 (2021: 245) は、里親が参加するフォスタリングチェンジプログラムなどの研修導入の有効性を示している。

四点目は、里子の委託年齢である。深谷昌志・深谷和子・青葉鉦宇 (2013: 117) によると、全国の里親対象に調査を実施した結果では、里子年齢を8歳以下に限定すると里子年齢がより低年齢であるほうが「気持ちの通じ合い」が生じていると結論づけ、「発達段階の早いうちに里親の許で育てられることが里親里子の双方にとって望ましいことを、この結果が示している」と記されている⁽¹³⁾。他方筆者の知る限り、高年齢児の里子の委託解除について言及しているのは、全国児童相

談所長会 (2011: 64) の報告書のみであり、高年齢児では里親不調による委託解除の割合が高いと指摘をしている。

以上先行研究を確認し、里親不調による委託解除を防ぐ端緒を以上四点に分類した。しかしながら現状委託解除率が好転しているとは言いがたい。

2 研究目的

以上の先行研究から里親不調による委託解除率が高く、また改善がみられていない現状を踏まえ、本研究の目的は、子どもの権利の視点を念頭におき、里親の語りから里親不調による委託解除を防ぐ端緒を明らかにすることである。

3 研究方法

(1) データの収集

半構造化面接を用いて、2つの里親会から6名の里親への1時間程度のインタビューを実施した。調査時期は2020年5～8月である。新型コロナウイルス蔓延の世相を鑑みて、Zoomや電話を使用した非対面方式を用いた。また情報漏洩を防ぐためにインタビューは筆者の自宅でおこない、筆者以外の在宅者が居ない状況でのみ実施した。【表2】は調査対象者一覧である。調査対象者は6名であり、いずれも里親会に所属している。里子養育の経験は1～4人とバラつきがあるが、調査

【表2】 調査対象者一覧

対象者	里親歴	里子の同居開始年齢	里子の現在年齢など
A	25年	2歳6か月男	6歳
		2歳6か月女	不明 (就学時に家庭復帰)
B	19年	6歳女	28歳
C	25年	4歳女	27歳
		1歳11か月女	19歳
		3歳女	8歳
		4歳男	7歳
D	5年	3歳4か月男	9歳
E	2年	4歳9か月女	6歳
F	9年	5か月女	10歳

* インタビュイーが特定されないよう、調査結果に影響を及ぼさない範囲で改変をおこなった。

対象者すべてが里子を養育した経験がある。

(2) 研究分析

里親からの語りをコーディング化し、脱文脈化をおこなった（データベース化）。また脱文脈化されたコードまたはデータ（オリジナル文脈）を再文脈化（ストーリー化）した。

分析は、録音データを元に調査対象者の語りを逐語録とした。逐語録を何度も読み返し、里親が里子とのエピソードや政策への要望、里子の実親などの想いをそれぞれの意味まとまりごとにコード化した。①データの意味が損なわれないようにコードを生成した。②生成されたコードは意味が近いごとにまとめ、サブカテゴリを生成した。③生成されたサブカテゴリは、意味が近いごとにまとめてカテゴリを生成した。④生成されたカテゴリは意味が近いごとにまとめ、さらに3つの上位カテゴリを生成した。①～④の手順は繰り返し都度修正をおこなった。分析結果は、質的分析において多数の研究実績がある複数の研究者に確認を行い、妥当性の確保に努めた。

(3) 倫理的配慮

インタビュー調査を開始する前に、東洋大学大学院社会福祉学研究科倫理委員会で承認を受けた（2020-1S）。インタビュー調査は、趣旨を事前に文書および口頭にて説明をおこない、同意書に署名をいただいた。調査対象者の同意をえううえでICレコーダーによる録音と手書きで記録をえた。

4 調査結果

6人の調査対象者の語りから、3つの上位カテゴリと10のカテゴリ、25のサブカテゴリ、76のコードが生成された。3つの上位カテゴリは、『里子にかかわる要素』、『里子・里親を支え、専門性を向上させる要素』、『実親にかかわる要素』に分類した。以下、カテゴリ、サブカテゴリ、コードを用いてストーリーラインを作成する。カテゴリは【 】, サブカテゴリは< >, コードは[], データ（オリジナル文脈）は「 」を用いる。

(1) 里子にかかわる要素

里子が里親家庭で生活を開始する要素にあたり、【里子の委託年齢】、【里子の委託期間】、【里子が持つ要素】が生成された。

【里子の委託年齢】【表3】については、里子が里親家庭で生活を開始するにあたり、[低年齢での委託が心を通じ合わせる]し、<低年齢での委託が信頼関係を育む>ために、[低年齢での委託が重要]である。そのため低年齢での委託によって[愛情の貯金]が可能となり、[低年齢での委託が不調になりにくい]のである。[愛情の貯金]がないと、「(略)小さかったときの可愛さという養育者の想いが少ないので、『もう無理かな』という判断がしやすくなる気がする」との語りを確認できるように、里親不調による委託解除に結びつきやすいと言える。とりわけ、<0歳での委託が理想>であるが、「生活習慣が各家庭によって違う。そういうところに、ある程度生活習慣ができあがってからくるとパズルがバチッと合わない。もう少し柔軟な段階で来てくれると」との語りを確認できるように、里子の委託年齢は[4歳からの関係性構築のむずかしさ]が生じるために、<3歳以下での委託が重要>である。「相対的には低年齢できたほうが不調になりやすく、年齢が高ければ高いほど不調となりやすいと感じている」との語り総括している。

【里子の委託期間】は、「(略)里親の話したことを理解するのが暮らしている年数が短いことで分かりづらいことがあるんだろうなと。つき合えば長くなれば長くなるほど特徴がお互いにわかる」との語りを確認できるように、里子と里親が[長年かかわることが重要]であり、[長年つき合うと相互的に理解が深まる]といえ、<長年かかわることで信頼関係ができる>。

【里子が持つ要素】では、里子をもつ<被虐待・障がい>と、里子が以前よりかわりがあった[施設職員への想い]や里親に向ける[試し行動]である<里子が抱える葛藤>が里子と里親の信頼関係構築に影響を与える。

(2) 里子・里親を支え、専門性を向上させる要素

里子・里親を支え、専門性を向上させる要素と

【表3】 里子の委託年齢（抜粋）

サブカテゴリ	コード	データ
低年齢の委託が信頼関係を育む	低年齢の委託が重要	C はっきりとした年齢の区切りは言えないけども、(同居生活継続要因内で) 一番は委託を開始した年齢だと思う。
	低年齢の委託が重要	C 役員としてほかり親から里親不調の相談を聞いていても、ほぼ皆、もっと早く来てくれたらよかったとおっしゃる。
	低年齢の委託が不調になりにくい	C 相対的には低年齢できたほうが不調になりやすく、年齢が高ければ高いほど不調となりやすいと感じている。
	低年齢の委託が心を通じ合わせる	F 小さい頃から来ていたほうが、表現方法がストレートで嘘とか誤魔化しが無いぶん、里親もわかりやすいし、安心して甘えてくれる。それが心の通じ合いのかなと思疎通もしやすい。
	愛情の貯金	C 1～2年前に来た子と3歳頃で来た子では、小さかった頃の積み重ね・貯金がお互いにあるので頑張ってるけど。より早く低年齢で、3歳でも2歳でも。思春期等が訪れても、関わった年齢や期間が影響するのは確かだと思う。中高生が暴れたりとか口を聞かなかったりして、小さかったときの可愛さという養育者の想いが少ないので、「もう無理かな」という判断がしやすくなる気がする。
0歳での委託が理想	理想は0歳、できたら2歳まで	A 理想は0歳。できたら2歳まで。よく夫婦で話すのは、もうちょっと早く(里親宅に)来ていたら。「三つ子の魂百まで」で、昔の三歳は二歳までだよって。その頃までにきていたらちょっとは違ったかもねと。
	理想は0歳	B スキンシップも含めて、無条件に可愛い、頼りしちゃう。そういう赤ちゃんと幼児とかの特有の可愛い時期を過ごせなかったのはお互いに残念。一ヶ月でも二ヶ月でも早く来ていたら。できたら赤ちゃんの時期の委託が理想。子どもも親も無理なく関係を作れる。
3歳以下での委託が重要	4歳からの関係性構築のむずかしさ	E 生活習慣が各家庭によって違う。そういうところに、ある程度生活習慣ができ上がってからくるとパズルがバチッと合わない。もう少し柔軟な段階で来てくれると。もうちょっと早い段階でマッチングができれば、家庭に馴染みやすい気がする(4歳9ヶ月委託)。これは強く思う。
	4歳からの関係性構築のむずかしさ	C 1人目は最初の子なので、こんなものかと思って育てていた部分があった。2人目と3人目の委託を経て、4人目の委託を受けて生活を始めて、「あー」と思った。2人目と3人目は、乳児院から比較的小さい頃にきたので家族になりやすいというか。1人目と4人目は色々むずかしさがある。一概には言えないけど、より早い年齢できていたほうが、子どもには申し訳ないのだけれども養育者としては、期間が長いので、「この子はこうだよな」と分かり合えると思う。4歳ぐらいになると確固たるものがある。家庭内でも既に固定化しているのでやっぱりむずかしい。
	6歳からの関係性構築のむずかしさ	B それと、大きくなって(6歳)から来たから関係を作るのが凄くむずかしかった。もう少し早く来ていたらというのは凄く感じる。

して【社会を変える必要性】、【里子・里親を支える仕組み】、【里親の専門性向上】、【児相への要望】、【児童福祉施設との連携】が生成された。

【社会を変える必要性】では、「里親は、まだ世間に偉いねとか凄いねという状況」であり、「里親は特別な存在ではない」ことが求められる。里

親が社会化されるには、[実子と一緒に里子を育てる]里親も増えてきており、[親権制度の弊害]の改善も含め、<社会変革>が求められている。[里親制度の普及]が十分ではなく、[養子縁組との混合]も見られ、<里親制度の普及>が不可欠である。また活用されていない[未委託里親が多

い] ために、＜未委託里親の活用＞も求められる。

【里子・里親を支える仕組み】では、[支援体制の整備]を図り、[チーム養育]として里親の[孤立を防ぐ]仕組みづくりが必要であり、＜里親会としてのチーム養育＞が必要である。また[幼稚園の協力]や[保育園の協力]も含めて＜地域で育てる＞ことで里子と里親を支える仕組みとなる。

【里親の専門性向上】では、里親自身が[勉強会の実施]をおこなう必要性を感じており、[研修会の義務化]の必要性も語られた。これらを通じて、＜里親のスキルアップ＞が求められている。また[支援体制を望まない里親]や[現実感のない里親]も居り、＜里親の意識改革＞が求められている。

【児相への要望】では、児童福祉司などの[力量の差]があり、[担当者がコロコロ変わる]との不満がある。また、[里親に特化した業務]に専念できる職員配置を要望している。

【児童福祉施設との連携】では、施設職員に対して＜専門的な助言＞を期待している。また、「児相側の人間でもないし、里親側にどっぷりでもないし」との語りが見られるように＜第三者的存在の必要性＞の対象と認識されている。児童福祉施設の存在については、[施設の必要性]を感じており、[多様な生活環境の提供]も可能であり、＜子どもにとって必要な存在＞である。施設職員とは、[子育て観の共有]が必要であり、＜お互いを理解する＞必要がある。

(3) 実親にかかわる要素

実親にかかわる要素として、【実親とのかかわり】、【行政で異なる実親とのかかわり】が生成された。

【実親とのかかわり】【表4】では、里親から実親への[実親に奮起して欲しい]想いがあり、「里親として一歩引いた(客観的な)役割も実践していきたいし、現在の仕事(福祉)のスキルも活かしてできるのかなと思う」との語りからは、[実親支援への想い]が語られた。「(略)ソーシャルワークとか親支援とか勉強をしてきた人や資格を持っている人はほとんどいないから。それを支えてくれる人がいればできると思う。」との

語りからは、[支援者がいれば実親支援が可能]であり、[実親と一緒に里子を育てる]必要性が語られ、＜実親支援の積極的な想い＞が確認できる。さらには里親による[実親への過剰なかかわり]がみられ、＜度をすぎたかかわり＞が課題として確認できる。

他方で、「明らかな虐待であった場合には、交流以前の問題だろうし、実親の資質による」との語りによる[実親への否定的感情]や、「里親での生活、里子への支援方法の話がどこまで児相は実親に話をしてもらっているのだろうか?それがなされていれば、直接里親と実親がつながってなくてもいいだろうと思う。」との語りなどの[実親支援の慎重な姿勢]である＜実親支援の消極的な想い＞が確認される。

＜実親支援の積極的な想い＞と＜実親支援の消極的な想い＞が交錯するなかで「里親のなかには養育だけを目的にする方と、自分の子どもとしてということで葛藤がある(略)」や「(略)たとえば情が移って、子どもが実親の話をすると心が痛む。この子が家からいなくなると想像すると泣けてくる」の語りがあるように、[実親と里子に抱く葛藤]が存在している。

【行政で異なる実親とのかかわり】では、ある行政では[実親と里親の接触は困難]であると断られたが、異なる行政では[例外的な実親と里親の接触]が可能であった。

5 考察

本研究は、先行研究を整理したうえで、子どもの権利の視点を念頭におき、里親の語りから里親不調による委託解除を防ぐ端緒を明らかにすることを目的とした。

なお本来は先述したように、子どもは親から養育される権利を有しており、親には子どもの養育責任が言及されている。その養育責任を親が果たせるように、子どもがその親とともにその地域で生活が営まれるように国や地方公共団体などによる適当な援助が不可欠である。このような適当な援助を受けながら里親養育や児童福祉施設に措置されるのではなく、子どもはその親と生活を継続することが最も望ましい。

【表 4】 実親とのかかわり（抜粋）

サブカテゴリ	コード	データ
実親支援の積極的な想い	実親支援への想い	E 里親として一步引いた（客観的な）役割も実践していきたいし、現在の仕事（福祉）のスキルも活かしてできるかなと思う。
	支援者がいれば実親支援が可能	C ただ里親には、ソーシャルワークとか親支援とか勉強してきた人や資格を持っている人はほとんどいないから。それを支えてくれる人がいればできると思う。
	実親に奮起して欲しい	A もっとアピールしないと、（子どもと）一緒には暮らせないでしょっていう実親への想いは積もっている。
	実親支援の積極的な想い	F 実際に里子が実親宅へのお泊りとかの調整もしているケースを見ている。実親が里親宅近くに引っ越しをしてきて、（里子の）きょうだいは実親宅に住んでいて、里子は実親宅も里親宅で行き来もして。
	実親と一緒に里子を育てる	C 極論は、里親は実親と一緒に里子を育てていくこと。そうじゃないと里親の意味がない。そうじゃなければ養子縁組でいいので。里親の概念が日本は長期が一般的だったので。チーム養育の一つで里親はよくて。子どもがよければ里子が実親宅や里親宅を行ったり来たりしてもよいと思う。
	実親への支援の困難さ	A 実際会うことができなくても、手紙とかで直接親御さんに伝えることは可能である。ただ、実親に対するアプローチはとてもデリケートでむずかしいし、ケースバイケースでもある。
実親支援の消極的な想い	実親支援の消極的な想い	D（児童虐待でも）ネグレクトならかわれる。「返せ」と主張する実親にはむずかしいだろうと思う。里親での生活、里子への支援方法の話がどこまで見相は実親に話をしてもらっているのだろうか？それがなされていけば、直接里親と実親がつながってなくてもいいだろうとは思う。
	実親への否定的感情	B 明らかな虐待であった場合には交流以前の問題だろうし、実親の資質による。
	実親支援の慎重な姿勢	B 見相が同席していたとしても実親と里親がストレートにやり取りをするのはむずかしい。かかわる度合いはあるが第三者が介入していたほうが無難。
実親と里子に抱く葛藤	実親と里子に抱く葛藤	B 里親の中には養育だけを目的にする方と、自分の子どもとしてということで葛藤がある。特に実子がいない里親はそのような葛藤が見られる。
	実親と里子に抱く葛藤	E ただ、ほかの里親さんも同じようにできるかなという色んな私情が入ってくる。たとえば情が移って、子どもが実親の話をすると心が痛む。この子が家からいなくなると想像すると泣けてくるとか。
	実親と里子に抱く葛藤	C 里親は、実親と子どもが交流する自体が嫌だなという考えは変えていけないといけなし、少しずつ違う考え方を持つ里親も増えてきている。
度を過ぎたかかわり	実親への過剰なかかわり	A 客観的に子どもの立場で見られなくなってしまって里親が実親側に寄り添い過ぎちゃって履き違えてしまうと思う。里親宅に実親が転がり込んでしまうケースも聞く。それは違うでしょ。見相の仕事でしょって思う。そういう割り振りができないと里親が実親にアプローチはできないと思う。

しかしながら本稿では家庭環境を奪われた子どもに焦点化を図り、とりわけ里親養育に限定して、以下2点について考察を試みる。

（1）概ね3歳以上の子どもの里親委託不調による委託解除を防ぐ端緒

家庭環境を奪われた子どもに限定化したさいに、3歳未満の子どもには家庭を基盤とした養育環境が提供されることが肝要であることは代替養育ガ

イドラインで明示されている⁽¹⁴⁾。これは、ジョン・ボウルビーが提唱した愛着理論に大きく関連している。乳幼児期の発達保障は、特定の養育者との情緒的個別的な相互作用によるかわりが重要であるとされており、その後の発達、人格形成に多大な影響が生じるとされており、愛着形成の時期は生後3か月程度⁽¹⁵⁾から3歳未満とされている。本調査でも里親からのインタビュー調査結果から同様の示唆を示すことができた。

しかし本稿では低年齢の時期を過ぎた子どもたちに焦点化し、里親委託不調による委託解除に接近して考察をおこなう。

「相対的には低年齢で来たほうが不調になりやすく、年齢が高ければ高いほど不調となりやすいと感じている」との語りがあったように、年齢が高ければ高いほど不調になりやすい傾向が存在する。里親不調による委託解除の要因を紐解くと、里子の里親委託時年齢と里親不調による委託解除には相関関係が存在すると示唆が可能である。

子どもはこれまで生きてきた過程でさまざまな価値を形成している。それは、「生活習慣が各家庭によって違う。そういうところに、ある程度生活習慣ができ上がってからくるとパズルがバチッと合わない。もう少し柔軟な段階で来てくれる」との語りからも確認できるように、子どもが形成してきた価値や暮らし方などについて変更を迫った結果、子どもからの拒否や抵抗が生じることは当然である。他方で里親にとっても子どもの生き方に付き添うことはむずかしいことであり、こうした結果、里子と里親、ほかの成員間でずれが生じると推測できる。

しかしながら概ね3歳の年齢を超過しても、里親家庭での生活や養育環境が頻繁に変更されない安定した生活は保障されるべきである。たとえば里親家庭をパズルに例えるならば、空いたピースのフレームに収まるように里子自身のみが調節するのは適切ではない。原家族での生活で経験した傷痕や一時保護から里親家庭委託にいたるまでに経験をした緊張と混乱を抱えた新たな里子を、ほかのピースである里親などを中心としたすべての疑似家族を構成する成員が新たな里子を迎え入れ、互いが尊重し合い、譲り合いながら、新たなルールを再設定するなどの工夫が求められる。そして、

すべてのピースひとつひとつの形が変化してフレームに収まりつつも、しばしばフレームからはみ出ることも認め合いながら、すべての成員が相互的に関係性を構築していくことで、里子の安定した生活を保障することが社会的養護の役割であろう。

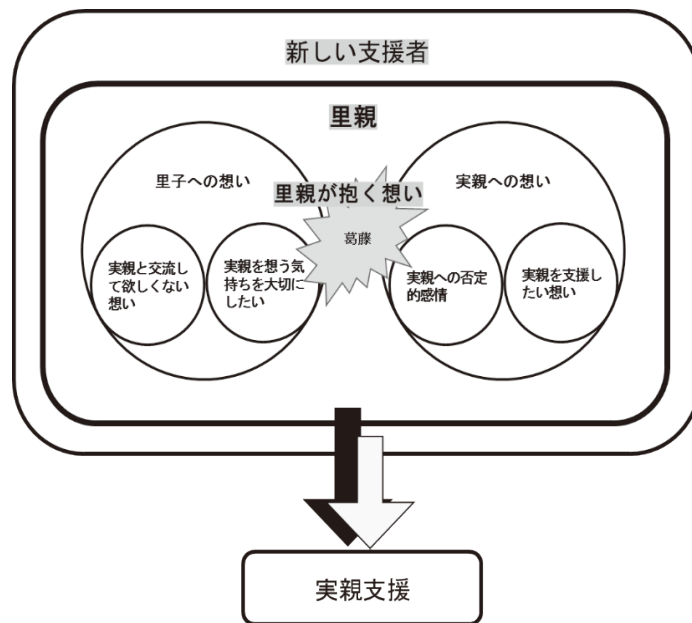
また概ね3歳の里子に限定されるべきではないが、里親委託（アドミッションケア）前に緊張を緩和するための里親宅を訪問する機会などと同時に、たとえば転校はする必要があるのか、個室は提供されるのか、習い事は可能なのか、携帯電話は所持できるのか、小遣いは幾らで使用できるのか、実親との交流についての実施有無や頻度などのこれからの日常生活のメリットデメリットをテーブルに載せたうえで、里子自身が意見を表明し、手続きに参加をしたうえでこれから居住する生活環境を自己選択する機会をより丁寧に提供すべきであろう⁽¹⁶⁾。今回の調査では手続きにかかわる語りが確認されなかったことは、逆説的にいうと手続きに係る事柄を強化すれば里親不調による委託解除を防ぐ示唆になりえる。

(2) 子どもの権利としての実親との交流

次に、里親家庭に委託されている里子の実親との交流について考察する。

伊藤（2010：92）がおこなった児童養護施設入所中の子どもへのインタビューでは、「今回の調査の協力者10人のうち9人が『施設よりも家が良い』と語っている」と明らかにしているように、大概の子どもは物理的に実親から離れて児童福祉施設や里親家庭で生活を送り、一見その生活が充足されているように見えても頭の一部には、常に実親のことが存在しているため、この当事者の想いは看過できない。しかしながら厚生労働省子ども家庭局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部（2020）の調査を確認すると、「家族との交流関係別児童数」では、児童養護施設で生活する子どもの70.3%が家族と交流をしているのに対し、里親家庭で生活をする子どもは19.9%に留まっている⁽¹⁷⁾。「ケースによっては、（里親と）実親と交流しない場合もあることが示唆された」といえる」と伊藤・小池由佳・福田公教・千賀則史・野口啓示（2019：22）が指摘していることを考慮しつつ

【図2】里親による実親支援



も、子どもの権利として、子ども自身の時熟を尊重しながら、然るべきタイミングで、手紙や電話、外出、外泊などの適当な手段を用いて段階的に実親との交流が実施されることが望ましい。里親家庭で生活をしているから実親と交流ができないのであれば里親養育の意義が色褪せるし、一時的に子どもと実親が離れて生活をしていても再び同居生活が開始されるように支援をおこなう必要性があるなかで家庭復帰を模索することも困難になってしまうといえる。

他方本調査結果の里親からの語りを確認する。本調査結果ではインタビューー6名のうち、「実親支援の積極的な想い」を語ったのは4名、「実親支援の消極的な想い」と語ったのは2名であった。この両面的な想いの衝突で発生するのが、「実親と里子に抱く葛藤」である。

里親が抱く、実親支援の積極的な想いも消極的な想いも排除しないことで発生する「実親と里子に抱く葛藤」を里親自身はこころの中にある事実として認めたいうえで、里子が実親と交流することは子どもの権利であると認知することが肝要である。

そして里親が抱える「実親と里子に抱く葛藤」を支援者が受容し、支持し、丁寧に寄り添い続けることで、里子が実親と交流する子どもの権利を確保しつつ、里親不調による委託解除を防ぐ端緒になりえる。

この里親が抱く葛藤に寄り添う支援者は旧態依然とした児童相談所や児童養護施設の職員ではない新たな支援者の必要性が問われる⁽¹⁸⁾。里親は葛藤を抱えながらも里子にとって実親の存在は重要であること、実親と交流することは子どもにとっての権利であることが広く浸透した折には「極論は、里親は実親と一緒に育てていくこと。そうじゃないと里親の意味がない(略)」との語りが見えるように、新たな支援者ととともに里親から実親への直接的な支援が期待されるといえる。

6 本研究の限界と今後の課題

本研究の限界として、少なくとも以下5点があげられる。

1点目は研究対象者が6名であり、研究対象者が所属する里親会は2つの団体に限定されていた。2点目はインタビューーが施設職員であるために、配慮をいただいて発言された可能性がある。3点目は研究対象者である里親の実子有無や里親をはじめた動機など、里親自身の生育歴に関連する語りは分析対象としなかった。4点目は里子が里親に委託されるまでの委託経路について分析対象としなかった。そして最大の限界と認識している5点目は、里子自身へのインタビューを実施していないことである。

今後は、社会的養護の当事者である子どもであ

る里子や施設に入所している子どもや退所した子どもからのインタビューを通しながら、実親と離れて生活をするなかでし、日々どのような想いを抱えながら生活をしているのかなどを研究課題とする。

謝辞

本稿は、2021年に東洋大学大学院に提出した修士論文「社会的養護における3歳未満児の家庭に代わる養育環境に関する一考察——養子縁組あっせん団体・里親会へのインタビューを通じて——の調査で収集したデータを再分析したものである。インタビューを受けていただいた方々に心より感謝を申し上げます。

注

- (1) 里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革、永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進など8項目と共に「乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標」を掲げた。内容は、「特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する」とし、目標達成のためには「遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する」とした。具体的には、「愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する」としている。
- (2) 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）での里子養育を施設養護の対概念として家庭養護と言う。
- (3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（2009）「被措置児童等虐待対応ガイドライン」によると「視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う」施設職員などの行為は被措置児童虐待（ネグレクト）に該当する。
- (4) 代替養育ガイドライン60による。
- (5) 山田勝美（2008）は、貧困と社会的孤立を背景に、虐待を受けて入所をし、職員数は少なく、進路を制度的に十分に保障されておらず、親もあてにならない。入所前、入所中、退所後も誰

かを「あてにする」ことができないことを「あてのなさ」と表現した。

- (6) なお特別養子縁組の認知度は45.9%。
- (7) 次点「里親委託の方が望ましいと考えつつも、養育経験が少ない里親希望者が多く、児童相談所の職員が消極的になる」の38.4%を大きく上回っている。
- (8) この高い委託率は「実親への丁寧な説明」によってなされている。加えて、この現状を支えているのは、常勤児童福祉司4名+里親対応専門職（嘱託員）3名の手厚い人員配置である。福岡市では他にも、①NPO法人子どもNPOセンター福岡に乳幼児里親のリクルート事業の包括的な委託②認定NPO法人SOS子どもの村JAPANにおける里親家庭5棟を構え、地域において里親同士がチーム養育+医師や保健師等の専門家がサポートする仕組みがある。
- (9) 「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」による。里親との関係不調による家庭復帰（3.9%）、里親の問題（健康問題、家族問題）等による措置変更（3.9%）、里親との関係不調により措置変更（12.2%）、子どもの問題による措置変更（4.2%）であり、合計すると24.2%と本調査は結論づけている。
- (10) 松本武子（1972：130,449）による里親不調による委託解除率。1965年頃「大阪市中央児童相談所里子委託解除理由」内の養育里親54人中、17人（家族関係又は経済状態悪化）で31.5%不調率、1948-1967年宮城県里親21.0%不調率など。
- (11) 里親委託を推進するため、里親制度を積極的にPRし、里親を育て、支えていく体制の整備を図るものが目的である。児童福祉施設を運営する社会福祉法人などが担っている。
- (12) フォスタリング機関は、質の高い里親養育を実現するために見相が行うべきフォスタリング業務を民間機関に委託した機関であり、里親のリクルート、アセスメント、里子と里親のマッチング、実親支援などが業務内容に含まれている。児童福祉施設を要する社会福祉法人による運営も見られ、乳児院や児童養護施設などが培ってきたノウハウや知見の積み重ねなどにより、里子、里親支援がより丁寧に取り組みることが期待できる。
- (13) 「気持ちの通じ合い×実子の有無」と表題を付けた設問を設け、実子がいる里親、実子のいない里親に差異が生じないことを確認したうえで、「（現在の）気持ちの通じ合い×委託開始年

- 齢」として調査を行っている。結果1歳未満は、「とても通じ合う」+「わりと通じる」= 81.9%。2～3歳は、71.6%。4～5歳は64.4%。6～8歳は51.6%などと明らかにした。
- (14) 代替養育ガイドラインの22には、「専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。(略)」と示されている。
- (15) 生後3ヶ月程度という基準は、林浩康(2015:527)『国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究』内の「発達心理学者へのグループインタビュー」結果による。
- (16) 子どもの権利条約第12条には、意見表明権が明示されており、「その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」と記載がある。これは年齢による制限規定ではなく、どの年齢の子どもにも意見表明権が存在すると読める。
- (17) 同調査内の「委託(入所)時の保護者の状況別児童数」では、児童養護施設で生活する子どもは「両親又は一人親」の割合が93.3%であり、里親家庭で生活する子どもは78.4%である。
- (18) たとえば先述したフォスタリング機関などが該当する。

参考引用文献

- ・ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)「新しい社会的養育ビジョン」
- ・ 藤林武史(2011)「福岡市における里親支援——里親支援と里親家庭『応援団』」『里親と子ども』6、明石書店、17-22
- ・ 藤林武史(2014)「児童相談所における新生児養子縁組里親委託の取り組み——始めてみて気づいたこと」『里親と子ども』9、明石書店、50-55
- ・ 深谷昌志・深谷和子・青葉鉦宇(2013)『社会的養護における里親問題への実証的研究——養育里親全国アンケート調査をもとに』福村出版
- ・ 林浩康(2015)『国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究』平成27年度「厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野政策科学総合研究(政策科学推進研究)総括・分担研究報告書総合研究報告書(平成26/27年度)」、日本女子大学人間社会学部社会福祉学科、487-531
- ・ 伊藤嘉余子(2010)「児童養護施設入所児童が語る施設生活——インタビュー調査からの分析——」『社会福祉学』50・4、82-95
- ・ 伊藤嘉余子(2018)『里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業報告書』平成29年度「厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業」、大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科
- ・ 伊藤嘉余子・小池由佳・福田公教・千賀則史・野口啓示(2019)「実親と交流のある里子を養育する里親の体験プロセスに関する質的研究」『社会福祉学』60・2、14-24
- ・ J・Bowlby(1973a)／黒田実郎、大羽葵、岡田洋子、黒田聖一(1991)『母子関係の理論新版Ⅰ 愛着行動』岩崎学術出版社
- ・ J・Bowlby(1973b)／黒田実郎、岡田洋子、吉田恒子(1991)『母子関係の理論新版Ⅱ 分離不安』岩崎学術出版社
- ・ J・Bowlby(1980)／黒田実郎、吉田恒子、横浜恵三子(1981)『母子関係の理論Ⅲ 対象喪失』岩崎学術出版社
- ・ 川松亮(2015)「児童相談所における養子縁組の取り組み——民間事業者との関係を中心に——」『児童相談所における養子縁組の取り組み』第121回養子と里親を考える会講述録、24-34
- ・ 木村容子(2007)「子どもの福祉の視点に立つ里親制度の在り方に関する検討」『京都光華女子大学研究紀要』45、329-348
- ・ 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人(2009)『逐条解説 子どもの権利条約』、日本評論社
- ・ 厚生労働省子ども家庭局長(2021)「里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について」
- ・ 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2020)「各都道府県の策定状況【福岡市】」<<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000677020.pdf>>(アクセス日:2021/9/1)
- ・ 厚生労働省子ども家庭局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部(2020)「2018年2月時点での児童養護施設入所児童等調査の概要」
- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2012)「里親支援機関事業について」
- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(2009)「被措置児童等虐待対応ガイドライン」
- ・ 松本武子(1972)『児童福祉の実証的研究』誠信書房
- ・ 三輪清子(2018)「『里親不足』の意味するもの——なぜ『里親は足りない』のか」『福祉社会学研究』15、93-113
- ・ 宮島清(2009)「里親支援機関の可能性と課題」『里親と子ども』6、明石書店、107-112

- ・村山真一・是永かな子（2021）「里親家庭支援としてのフォスターリングチェンジプログラムの導入と効果の検証」『高知大学学校教育研究』3、241-247
- ・日本財団（2016）「特別養子縁組に関する調査サマリー」〈<https://www.nippon-foundation.or.jp/media/archives/2018/news/articles/2016/img/14/1.pdf>〉（アクセス日：2021/11/25）
- ・特定非営利活動法人子どもの村福岡（2011）『国連子どもの代替養育に関するガイドライン——SOS子どもの村と福岡の取り組み』福村出版株式会社
- ・山田勝美（2008）「児童養護施設における子どもの育ちと貧困 社会的不利におかれた子どもの『あてのなさ』」『子どもの貧困 子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店、136-153
- ・山本正憲（1952）「養子と里子——民法と児童福祉法との交錯——」『神戸法学雑誌』2・1、52-86
- ・全国児童相談所長会（2011）「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査報告書」『全児相（通巻第91号別冊）』
- ・全国里親委託等推進委員会（2013）『里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック』
- ・全国里親委託等推進委員会（2015）「平成26年度調査報告書」